

第十七章 専利権の取得及び維持

1. 専利権の取得	2
1.1 証書料及び一年目の年金の納付.....	2
1.2 専利権付与の公告及び公告の延期.....	3
1.3 専利証書の発行.....	3
2. 専利権の存続期間	4
3. 専利権の維持	4
3.1 専利年金の納付	4
3.2 専利年金の減免	6
3.3 専利年金の追納及び権利回復.....	6
3.4 専利年金の返還	7
4. 専利権取得後の変更事項.....	8

第十七章 専利権の取得及び維持

特許、実用新案又は意匠の専利出願について、査定又は処分を経て専利を許可すべきとなった後、出願人は法定期間内に証書料及び一年目の年金を納付しなければならず、それにより始めて専利権の付与が公告される。専利権の存続期間内において、専利権者もまた規定により専利年金を納付しなければならず、それにより始めてその権利の有効性を維持することができる。

証書料及び一年目の年金の納付、専利権付与の公告及び公告の延期、専利証書の発行、専利年金の納付、減免、追納と返還、及び専利権取得後の変更事項に関してを本章の規範を重点とする。

1. 専利権の取得

専利出願が登録査定又は処分を経た場合、出願人は査定又は処分書が送達された後、3ヶ月以内に証書料及び一年目の専利年金を納付しなければならず、そうして始めて公告され、公告の日から専利権を付与し、並びに証書を発行する。期限が過ぎても納付しなかった場合、公告しないものとする。

1.1 証書料及び一年目の年金の納付

証書受領の申請について、専利出願人は申請書、証書料及び一年目の専利年金を添付して申請しなければならない。専利出願人が2人以上である場合、証書の受領は単独で行なうことができ、代表人を約定している場合、その約定に従う。

出願人が専利出願の登録査定又は処分後の3ヶ月以内に証書料及び一年目の専利年金を納付しなかった場合、公告しないものとする。上述に定めた3ヶ月の期間の性質は、法定不変期間に属し、延長の申請はできず、再び処分又は通知を待つ必要はない。出願人が期限を過ぎてから証書料及び一年目の専利年金を納付した場合、証書受領申請を受理しないものと処分する(納付方法は第14章を参照すること)。しかし、出願人が故意によらずに査定書又は処分書が送達されてから3ヶ月以内に納付しなかった場合、納付期限満了後から6ヶ月以内に、証書料及び1年目の専利年金の2倍額を納付することによって証書受領手続きを行うことができる。

例えば、登録査定書が2012年12月20日に出願人に送達された場合、2012年12月21日から起算し、2013年3月20日までに証書料及び一年目の専利年金を納付しなければならない。出願人が2013年3月21日にはじめて証書受領を申請した場合、当該証書受領申請は不受理となる。出願人が期限内に費用を

納付し、証書を受領できなかったことが故意によらない旨であると主張し、2013年9月20日前に証書料及び一年目の専利年金の2倍額を納付した場合、その証書受領申請は受理される。

1.2 専利権付与の公告及び公告の延期

専利出願人は1.1の規定により証書料及び一年目の専利年金を納付した後、はじめて公告され、並びに公告の日から専利権が付与される。

専利出願人が専利公告を延期する必要がある場合、証書料及び一年目の専利年金を納付する際に、申請書に理由を明記して公告延期の申請をしなければならない。申請する延期の期限は3ヶ月を超えてはならない。専利主務官庁がすでに公告作業を行なった後、公告の延期を申請する場合、その公告延期の申請は不受理としなければならない。

このほか、同一出願人が同一創作について、同日に特許及び実用新案を別々に出願し、二重出願の事情を声明した場合、専利法第32条第2項の権利接続の規範の趣旨により、出願人は特許の「公告以前」に、その実用新案権が有効に存続していることを維持させる義務がある。もし出願人が特許査定後、その実用新案権を当然消滅させ又は取消しを確定させ、実用新案権の保護する創作を公有に属させるなら、自ずとその実用新案権は特許公告の日と同時に消滅することはない。従って、二重出願に対する登録査定は、利益を付与する行政処分には属し、且つ権利接続の規定に符合するため、行政手続法第93条行政処分の付属条項の規定を参照して、専利主務官庁は二重出願に係わる特許登録査定書の中に、もし特許公告の日に、実用新案権がすでに当然消滅又は取消しが確定した場合、特許出願は公告しない旨を記載する。専利主務官庁は特許公告時に、実用新案がすでに当然消滅又は取消しが確定したことを発見した場合、当該特許は公告しないものとしなければならない。

1.3 専利証書の発行

専利証書は専利権の存在を表彰する証明である。それぞれの出願には専利証書が1枚だけ発行される。たとえ専利権が2人以上により共有されている場合も同じである。

専利証書は専利出願の類別の違いによりそれぞれ特許、実用新案及び意匠の3種類に分けられている。その内容には、専利証書番号；特許、実用新案、意匠の名称；専利権者；発明者、実用新案考案者、創作者；専利権の期間；発効日が記載されている。

専利証書番号は一枚ごとに発行された専利証書の番号のことを指す。専利証書番号は現在のところ最初の英文字一文字と、その後ろの6つのアラビア数字

で成り立っている。特許、実用新案及び意匠の英文字 **Invention**、**Model**、**Design** に基づき、その頭字 **I**、**M**、**D** がそれぞれを表しアラビア数字は公告の通し番号である。

連合意匠の専利権については、本意匠の専利証書に追加明記されるのみで、単独で専利証書の発行はされない。専利権者は連合意匠の公告が許可されてから、本意匠の専利証書を添付返還して追加明記事項を処理することができる。

専利証書が紛失、遺失又は破損により使用できなくなった場合、専利権者は書面をもって理由を記載し、再発行又は書換えを申請しなければならない。

2. 専利権の存続期間

専利出願に係る発明は、公告の日から特許権が付与される。特許権の権利存続期間満了日は出願日当日から起算して 20 年で満了し、実用新案権の存続期間は出願日当日から起算して 10 年で満了し、意匠権の存続期間は出願日当日から起算して 12 年で満了する。関連意匠(連合意匠)権の存続期間は本意匠の権利存続期間満了と同時に満了する。つまり、権利の効力発生は公告日から起算する。専利権の存続期間は出願日当日から起算する。例えば、ある特許出願の出願日が 2005 年 9 月 13 日で、証書発行の公告日が 2008 年 7 月 11 日である場合、その特許権の存続期間は 2008 年 7 月 11 日から 2025 年 9 月 12 日までである。

3. 専利権の維持

専利権の取得後、専利権の有効性を維持するため、2 年目以降の専利年金は期限が過ぎる前までに納付しなければならず、期限が過ぎる前に納付せず、また期限満了後 6 ヶ月以内に追納しなかった場合、専利権は本来の納付期限の満了後から消滅する。

「期限が過ぎる前」とは、当年期が開始前のことである。例えば：専利権取得の公告日が 2003 年 1 月 1 日である場合、その専利権の 2 年目は 2004 年 1 月 1 日から始まり、2 年目の年金は 2003 年 12 月 31 日以前に納付しなければならず、残りは類推することとする。

3.1 専利年金の納付

専利主務官庁は翌年の年金を納付すべき期限が過ぎる前に専利権者又は代理人に専利年金を納付すべき旨を通知する。当該年金の納付通知書は行政サービスに属し、専利権者が年金を時間通りに納付する旨を喚起するものであり、法定の通知義務ではない。専利権者は自身の権益を保護するため、納付通知の受取りを待たずに、法に基づき自ら時間通りに納付することが必須である。

専利年金の納付は、専利権者が自ら納付することができ、いかなる者も代理

して納付できる。専利年金の納付を処理する場合、専利年金納付申請書及び手数料を添付して処理しなければならない。手数料の納付方法は現金(窓口納付に限る)、振込(ATM、ネットATM、ネット振込)、電信送金、無通帳貯金、手形、郵便振替、特定口座引落とし、専利年金オンライン決済等の方法により支払うことができる(納付方法は本篇第14章を参照すること)。

手数料納付方法について、もし特定の出願番号、納付事由を識別できる場合、専利年金申請書の添付を免除することができる。例えば、特定口座引落としにより専利年金を納付し、すでに特定の出願番号について自動引落としを行なっている；郵便振替により専利年金を納付する場合、振替用紙の通信欄に納付事由、出願番号、何年目の専利年金か等を詳しく追加明記している等である。

振込、送金、無通帳貯金等の方法により手数料を納付し、納付した手数料がどの特定の出願番号、納付事由であるか識別できない場合、納付したあとに納付証明書類(例えばATM取引明細書、ネット振込完了データ、電信送金の領収書、手数料代理引落とし委託許諾書)を専利年金納付申請書と一緒に郵送又は窓口の現場へ赴いて専利主務官庁に届けることにより、専利年金納付手続きが完了する。

専利年金の納付額は、「専利手数料徴収弁法」に基づいて処理しなければならない。専利年金の金額が、納付すべき時に調整された場合、調整後の定められた額に基づいて納付しなければならない。専利権の年金は「年」を計算の単位とし、専利権の存続期間が1年に満たない場合、その納付すべき専利年金は、依然として1年で計算する。

専利年金は一年ごとに納付することができ、一度にまとめて数年分の年金を納付することもでき、後に専利年金が引上げられた場合も、その差額を追納する必要はない。専利年金が引下げられた場合、過納した専利年金は返還される。

出願人が期限を過ぎても年金を納付しなかった場合、すぐ失権の効果が生じ、再び処分又は通知を待つ必要はないため、専利主務官庁は事後に専利権の消滅を通知するが、当該通知は観念上の通知に属し、行政処分ではない。

延長が許可された特許権について、延長期間内は依然として上述した規定に基づいて手数料を納付しなければならない。

関連意匠は単独で専利証書を発行するものであり、単独で権利を主張することができ、専利権の期間内は上述した規定に基づいて専利年金を納付しなければならない。

連合意匠はその本意匠の出願の専利証書に追加明記されるものであり、専利年金を納付する必要はない。

3.2 専利年金の減免

専利権者が自然人又は台湾の学校である場合、専利年金を直接減収することができる。専利権者が外国の学校又は台湾、外国の中小企業である場合、書面をもって専利年金の減収を申請することができる。専利主務官庁が必要であると認めた場合、専利権者に関連証明書類を添付するよう通知することができる。

専利権が2人以上により共有されている場合、全ての共有者がいずれも減収できる資格を有していなければならず、並びに規定手続きが完了して始めて専利年金を減収することができる。

専利出願が専利年金減収の資格に符合している場合、1年目から6年目までの専利年金を減収ことができ、専利権者は一度に3年又は6年の減収を申請することができる、或いは1年目から6年目まで毎年減免を行なうことができる。専利年金減収の金額は「専利年金減免弁法」により処理しなければならず、専利年金減収額が納付すべき時に調整される場合、調整後に定められた金額に基づいて納付しなければならない。

専利権者が自然人且つ専利年金を納付する財力がない場合、戸籍所在地の郷〔鎮、市、区(日本の「市町村」に相当)〕の役所又は政府の関連主務官庁が発行した低所得証明書類を添付した書面をもって一年ごとに専利年金の免除を申請することができる。1年目の専利年金の免除申請は、登録査定又は処分書の送達後3ヶ月以内に行なわなければならない。2年目以降の専利年金の免除申請は、専利年金を納付する期間内又は期限満了から6ヶ月以内に行なわなければならない。

専利権者が専利年金を予納した後に、専利年金の減免の規定に符合することとなった場合、翌年から期限が切れていない専利年金について減免を申請することができる。専利権者が専利年金の減収許可を経て、並びにすでに専利年金を予納した後に、専利年金減収の規定に符合しない場合、翌年からその差額を追納しなければならない。

3.3 専利年金の追納及び権利回復

2年目以降の専利年金を納付すべき期間内に納付しなかった場合、期間満了後から6ヶ月以内に追納することができる。ただし、その専利年金の納付は、本来納付すべき専利年金のほか、専利年金を納付すべき期間の超過具合に基づき月ごとに加算され、1ヶ月超過するごとに20%追加納付となり、最高で規定専利年金の倍額まで追加納付となる。その超過期間が1日以上1ヶ月以内である場合、1ヶ月で計算する。

- (1) 期限が過ぎて1日以上1ヶ月以内：20%追加納付。
- (2) 期限が過ぎて1ヶ月から2ヶ月以内：40%追加納付。

- (3) 期限が過ぎて 2 ヶ月から 3 ヶ月以内：60%追加納付。
- (4) 期限が過ぎて 3 ヶ月から 4 ヶ月以内：80%追加納付。
- (5) 期限が過ぎて 4 ヶ月から 6 ヶ月以内：100%追加納付。

専利年金減収の資格に符合し、超過期間に比例して専利年金を追加納付する時、追加納付すべき金額はその減収後の専利年金の金額に基づいて月ごとに追加納付する。

もし追納期限の満了後、依然として納付しなかった場合、専利権は本来の納付期限満了後に消滅する。ただし専利権者が故意によらずに、専利年金の納付期限満了後 6 ヶ月以内に追納できなかった場合、追納期限満了後 1 年以内に専利権回復を申請でき、並びに専利年金の 3 倍額を納付すれば、専利主務官庁はこれを公告する。

専利年金減収の資格に符合している場合、専利権の回復を申請し、並びに専利年金の 3 倍額を納付する時に納付すべき金額はその減収後の専利年金の 3 倍額に基づいて納付する。

例えば：特許の 3 年目の専利年金が法により 2,500 台湾元とされており、本来の納付期限が 2012 年 7 月 10 日以前で、専利権者が 6 ヶ月の追納期限満了前(即ち 2013 年 1 月 10 日以前)に 3 年目の専利年金を納付しなかった場合、専利権は本来の納付期限満了後に消滅する。専利権者は追納期限満了後 1 年以内(即ち 2014 年 1 月 10 日以前)に専利権の回復を申請することができる。専利権者が 2013 年 9 月 10 日に専利権の回復を申請する時、その納付すべき金額は本来 3 年目に納付すべき専利年金の 3 倍額、即ち 7,500 台湾元(2,500*3)となる。もし減収の資格に符合している場合、納付すべき金額はその減収後の専利年金の 3 倍額、即ち 5,100 台湾元 $[(2500-800)*3]$ となる。専利権者は 3 年目の専利年金の 3 倍額を納付するほか、4 年目の専利年金の納付すべき金額はその実際の納付日に基づいて計算すべきであることに注意しなければならない。本例において、4 年目の専利年金が法により 5,000 台湾元とされており、本来の納付期限は 2013 年 7 月 10 日以前で、専利権者が 2013 年 9 月 10 日当日に併せて納付する場合、すでに 2 ヶ月が過ぎているため、本来の 4 年目の専利年金額を納付するほかに、4 年目の専利年金の 40%を追加納付しなければならない、即ち 7,000 台湾元 $[5000+(5000*40\%)]$ を納付しなければならない。もし減収の資格に符合している場合、納付すべき金額はその減収後の専利年金の金額に基づき月ごとに追加納付し、即ち 5,320 台湾元 $[(5000-1200)+[(5000-1200)*40\%]]$ を納付しなければならない。

3.4 専利年金の返還

専利年金の手数料を過納又は誤納した事情がある場合、本来納付した領収書

の正本を添付して返還を申請することができる。もし、領収書が遺失、破損又はその他事由により添付できない場合、誓約書を代わりとすることができる。

専利権を放棄、取消された又は専利権が公告される前に受領申請を取下げた事情がある場合、すでに予納した専利年金は過納の態様に属し、同様に返還を申請できるが、すでに享有している専利権の期間が1年に満たない場合は、依然として1年間の年金で計算する。

専利権取得後の変更事項

専利権取得後、専利権に関連する登録事項の正確性を維持するため、例えば専利権者の名称の変更、専利権者の署名捺印の変更、専利権者の住所の変更、法人の代表者の変更、発明者の氏名の変更、発明者の変更及び国籍の変更等、権利主体以外の事項に変更がある場合、本篇第3章第4節の規定を参照して変更を申請しなければならない。